

				A
				B

別表 2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
1			 措置法規 則14条 5 項 1 号	1 2

3			 措置法規 則14条 5 項 2 号	1 2 (1) 資産の買 取りを必要 とする事業 の施行者が 国、地方公 共団体又は 独立行政法 人都市再生 機構である 場合におい て、. (2)、当該事 業の施行者 に代わり、 独立行政法 人都市再生 機構が行う
-------------	-----------	-----------	--------------------------------------	--

				A
				B

別表 2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
1			 措置法規 則14条 7 項 1 号	1 2

3			 措置法規 則14条 7 項 2 号	1 2 (1) 資産の買 取りを必要 とする事業 の施行者が 国、地方公 共団体又は 地域振興整 備公団であ る場合にお いて、. (2)、当該事 業の施行者 に代わり、 地域振興整 備公団が行 う当該資産
-------------	-----------	-----------	--------------------------------------	--

改 正 後						改 正 前					
					当該資産の 買取り (3) (4) (5) 資産の買 取りを必要 とする事業 が <u>独立行政 法人中小企 業基盤整備 機構法附則 第5条第1 項第1号</u> に 規定する・に 代わり、 <u>独 立行政法人 中小企業基 盤整備機構</u> が行う当該 資産の買取 り						の買取り (3) (4) (5) 資産の買 取りを必要 とする事業 が <u>地域振興 整備公団法 第19条第1 項第3号《業 務の範囲》</u> に規定する に代わり、 <u>地域振興整 備公団</u> が行 う当該資産 の買取り
	4				 措置法規 則14条5 項2号 (1) (2) (3) (4) (5)		4				 措置法規 則14条7 項2号 (1) (2) (3) (4) (5)
	5				 措置法規 則14条5 項3号イ 1 2 ・、同法第2 条第8項に規 定する・ . . .		5				 措置法規 則14条7 項3号イ 1 2 ・、同法第2 条第9項に規 定する・ . . .

				・・・	
20	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(1)が設置する同法第9条に規定する・・・	・・・	・・・	・・・	1 「認定電気通信事業者」とは、・・・ ・電気通信事業法第117条第1項に規定する総務大臣の認定を受けた者をいう。 2 ・・・ ・(電気通信事業法第9条)。 3 ・・・
22	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・、 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項の規定による・・・。
35	土地収用法第3条各号のいずれかに該当するもの(当該いずれかに該当するものとの当該各号のいずれかに該当するもの	・・・	・・・	・・・	措置法規則14条5項5号

				・・・	
20	電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者(1)が設置する同法第6条第2項に規定する・・・ ・・・	・・・	・・・	・・・	1 「第一種電気通信事業者」とは、・・・ ・・・電気通信事業法第9条第1項に規定する総務大臣の許可を受けた者をいう。 2 ・・・ ・(電気通信事業法第6条第2項)。 3 ・・・
22	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・、 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項の規定による・・・。
35	土地収用法第3条各号の <u>一</u> に該当するもの(当該 <u>一</u> に該当するものとの当該各号の <u>一</u> に該当するものとは一組の施設と	・・・	・・・	・・・	措置法規則14条7項5号

改 正 後						改 正 前					
	とが一組の施設として一の効用を有する場合には、・・・・・・						して一の効用を有する場合には、・・・・・・				
36	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 5 項 3 号口		36	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 7 項 3 号口		
41	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 5 項 5 号の 3		41	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 7 項 5 号の 3		
42	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 5 項 5 号の 4		42	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 7 項 5 号の 4		
43	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 5 項 5 号の 5		43	・・・・・・	・・・・・・	措置法規則14条 7 項 5 号の 5		
44	・・・・・・ (イ) ・・・・・・	国、都道府県、 <u>独立行政法人都市再生機構</u> 又は地方住宅供給公	措置法規則14条 5 項 4 号	1 ・・・・・・ ・、市町村(特別区を含む。) <u>独立行政法人都市再生機構</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 等又は・		44	・・・・・・ (イ) ・・・・・・	国、都道府県、 <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地域振興整備公団</u> 又は地方	措置法規則14条 7 項 4 号	1 ・・・・・・ ・、市町村(特別区を含む。) <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地域振興整備公団</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 等又は・	

			社・・・		2・・・。
		(□)・・・	・・・		
45	・・・・ (イ)・・・ (□)・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・ ・・・・	・・・・ 措置法規則14条5 項4号の2	1・・・ ・、地方公共 団体、独立行政 法人都市再生機 構又は地方住宅 供給公社である。 2 「代行買収」とは、事業の 施行者（又は施行 予定者）が独立 行政法人都市再生 機構である場合に いて、当該独立 行政法人都市再生 機構に代わり、・・・ ・・。
46	・・・・ (イ)・・・ (□)・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・	・・・・ 措置法規則14条5 項4号の3	・・・・、 地方公共団体 である。
(46の2)	・・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・	・・・・ 措置法規則14条5	

			住宅供給 公社・・・		・・・。 2・・・。
		(□)・・・	・・・		
45	・・・・ (イ)・・・ (□)・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・ ・・・・	・・・・ 措置法規則14条7 項4号の2	1・・・ ・、地方公共 団体、都市基盤 整備公団、地域 振興整備公団又は 地方住宅供給公 社である。 2 「代行買収」とは、事業の 施行者（又は施行 予定者）が地域 振興整備公団である 場合にいて、当該 地域振興整備公団 に代わり、・・・ ・・。
46	・・・・ (イ)・・・ (□)・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・	・・・・ 措置法規則14条7 項4号の3	・・・・、 地方公共団体、 都市基盤整備公 団又は地域振興 整備公団である。
(46の2)	・・・・	(イ)・・・ (□)・・・	・・・・	・・・・ 措置法規則14条7	

改 正 後						改 正 前					
				項 4 号の 4					項 4 号の 4		
47	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 4 号の 5	・ ・ ・ ・ ・ が国又は地方 公共団体であ る場合にお いて、 ・ ・ ・ ・ ・ ・。	47	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 4 号の 5	・ ・ ・ ・ ・ が国、地方公 共団体又は地 域振興整備公 団である場合 において、 ・ ・ ・ ・ ・。
48	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 4 号の 6		48	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 4 号の 6	
49	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 5 号の 2		49	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 5 号の 2	
50	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 5 号の 6		50	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 5 号の 6	
51	・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・、 措置法令第22 条第10項各号 のいずれかに 該当する旨・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 5 号の 7		51	・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・、 措置法令第22 条第10項各号 の <u>一</u> に該当す る旨 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 5 号の 7	

<u>(51)の2</u> 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴い資産の権利変換があった場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき <u>イ</u> 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分が与えられないように定められた資産 <u>ロ</u> 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出に基づき同法第	<u>イ</u>及び<u>ハ</u>に掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明 <u>ロ</u>に掲げる資産の場合にあっては、措置法令第22条第13項各号のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、措置法令第22条第13項第1号に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明	防災街区整備事業の施行者	措置法33条1項3号の3、措置法規則14条5項5号の8			（新 設）						
---	---	---------------------	------------------------------------	--	--	--------------	--	--	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
221条の規定による権利の変換を受けなかった資産 ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第1項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産									
⑤1の3) (同法第57条の5《土地の買取請求》及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条において準用する場合を含む。)					⑤1の2) (同法第57条の5《土地の買取請求》において準用する場合を含む。)				
当該土地等を都市計画法第52条の4第1項、同法第57条の5又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条の規定により買い取った旨の証明					当該土地等を都市計画法第52条の4第1項又は第57条の5の規定により買い取った旨の証明				
措置法33条1項3号の4、措置法規則14条5項5号の9					措置法33条1項3号の3、措置法規則14条7項5号の8				
52)					52)				
イ) ロ)					イ) ロ)				
措置法33条1項3号の4、措置法規則14条5項5号の					措置法33条1項3号の3、措置法規則14条7項5号の				

			10	
(52の2)	(イ) (ロ)		措置法33 条 1 項 3 号の 5、 措置法規 則14条 5 項 5 号の 11	
(52の3) 国、地方公共 団体、独立行政法 人都市再生機構又 は			措置法33 条 1 項 3 号の 6、 33条の 2 1 項 1 号 措置法規 則14条 5 項 5 号の 12	
53			 措置法規 則14条 5 項 6 号	
(削 除)				
54			 措置法規	1 2

			9	
(52の2)	(イ) (ロ)		措置法33 条 1 項 3 号の 4、 措置法規 則14条 7 項 5 号の 10	
(52の3) 国、地方公共 団体、都市基盤整 備公団又は			措置法33 条 1 項 3 号の 5、 33条の 2 1 項 1 号 措置法規 則14条 7 項 5 号の 11	
53			 措置法規 則14条 7 項 6 号	
54 保安林整備臨時 措置法第 4 条第 1 号又は第 2 号《買 入》に掲げる森林 等が同条の規定に 基づいて買い入れ られ又は同法第 6 条《強制買収》の 規定に基づいて買 い取られた場合	これらに該当 する資産であ る旨の証明	当該森林 等の所在 する地域 を管轄す る森林管 理局長	措置法33 条 1 項 5 号、33条 の 2 1 項 3 号 措置法規 則14条 7 項 7 号	
55			 措置法規	1 2

改 正 後				改 正 前					
			則14条 5 項 8 号				則14条 7 項 8 号		
55	・ ・ ・ ・ ・ 命令 又は港湾法（昭和 25年法律第218号） 第41条第 1 項 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 9 号イ		56	・ ・ ・ ・ ・ 命令 又は港湾法第41条 第 1 項 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 9 号イ		
56	・ ・ ・ ・ ・ 又は 電気通信事業法第 141条 第 5 項 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 9 号ロ		57	・ ・ ・ ・ ・ 又は 電気通信事業法第 86条 第 5 項 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 9 号ロ		
57	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 9 号ハ		58	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 9 号ハ		
58	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項 9 号ニ		59	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項 9 号ニ		
59	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 5 項10号		60	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規 則14条 7 項10号		
60	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。		・ ・ ・ ・ ・。	61	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。		・ ・ ・ ・ ・。
61	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。			62	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。		
62	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。			63	・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。		
63	イ 土地等が 1	・ ・ ・ ・ ・ ・ 、第一	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規	・ ・ ・ ・ ・、 国、地方公共	64	イ 土地等が 1	・ ・ ・ ・ ・ ・ 、第一	・ ・ ・ ・ ・ 措置法規	・ ・ ・ ・ ・、 国、地方公共

	から <u>51</u> の2まで又は <u>59</u> から <u>62</u> までに該当したことに伴い、 ．．．．． □ <u>55</u> から <u>58</u> までの規定．． ．．．		種市街地再開発事業の施行者、 <u>防災街区整備事業の施行者又は措置法第33条第1項第8号に規定する．．．</u>	則14条 <u>5</u> 項11号	団体又は <u>独立行政法人都市再生機構</u> であり、．．．．． ．．。			から <u>51</u> まで又は <u>60</u> から <u>63</u> までに該当したことに伴い、 ．．．．． □ <u>56</u> から <u>59</u> までの規定．． ．．．		種市街地再開発事業の施行者又は措置法第33条第1項第8号に規定する ．．．．． ．	則14条 <u>7</u> 項11号	団体又は <u>地域振興整備公団</u> であり、．． ．．．．．
<u>64</u>	．．．．．	．．．．．。		措置法33条1項 <u>5</u> 号 措置法規則14条 <u>5</u> 項				<u>65</u>	．．．．．	．．．．．。	措置法33条1項 <u>1</u> 号 措置法規則14条 <u>7</u> 項	
<u>65</u>	．．．．．	．．．．．	．．．．．	措置法33条1項 <u>6</u> 号 措置法規則14条 <u>5</u> 項7号				<u>66</u>	．．．．．	．．．．．	．．．．． 措置法33条1項 <u>6</u> 号の2 措置法規則14条 <u>7</u> 項7号の2	
<u>66</u>	密集市街地における <u>防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴う権利変換により新たな権利に</u>	これに該当する権利である旨の証明	<u>防災街区整備事業の施行者</u>	措置法33条1項 <u>6</u> 号の2 措置法規則14条 <u>5</u> 項7号の2			(新 設)					

改 正 後					改 正 前				
	変換することのない権利が消滅した場合								
別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
1 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人都市再生機構</u> 又は地方住宅供給公社が次に掲げる事業の用に供するため・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ <u>独立行政法人都市再生機構</u> 又は <u>地方住宅供給公社</u> で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、・	・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 国、地方公共団体及び <u>独立行政法人都市再生機構</u> 以外の者が・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・	1 国、地方公共団体、 <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 又は <u>地域振興整備公団</u> が次に掲げる事業の用に供するため・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ <u>都市基盤整備公団</u> 、 <u>地方住宅供給公社</u> 又は <u>地域振興整備公団</u> で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 国、地方公共団体及び <u>都市基盤整備公団</u> 以外の者が・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・
(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、 <u>都市再開発法</u> による第一種市街地再開発事業又は <u>密集市街地における防災街区の整備の法律</u> による <u>防災街区整備事業</u>	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号《定義》に規定する施行区域内の土地等、 <u>都市再開発法</u> 第6条第1項《都市計画事業として	・ ・ ・ ・ ・ ・			(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は <u>都市再開発法</u> による第一種市街地再開発事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号《定義》に規定する施行区域内の土地等又は <u>都市再開発法</u> 第6条第1項《都市計画事業とし	・ ・ ・ ・ ・ ・		